

第2問 「歴史総合」の授業で、世界の諸地域における近代化の過程について、ある主題を設定して、資料を基に追究した。次の文章A・Bを読み、後の問い(問1～6)に答えよ。(資料には、省略したり、現代日本語に訳すなど改めたりしたところがある。)

A 最初の授業では、アジアにおける憲法の制定に着目し、次の二つの資料を踏まえて主題を追究した。

資料1 オスマン帝国憲法(ミドハト憲法)

- 第4条 **ア** 陛下はカリフ位によりイスラーム教の守護者であり、全臣民の元首にして **ア** である。
- 第8条 オスマン国籍を有する者は全て、いかなる宗教及び宗派に属していても、例外なくオスマン人と称される。
- 第11条 帝国の国教はイスラーム教である。この原則を遵守し、かつ人民の安全または公共良俗を侵さない限り、帝国領において認められているあらゆる宗教行為の自由、及び諸々の宗派共同体に与えられてきた宗教的特権の従来通りの行使は、国家の保障の下にある。
- 第113条 国土の一部で混乱が生じることが確実な証拠や徴候が認められる場合、政府はその地域に限り臨時に戒厳を布告する権利を有する。(略) 国家の安全を侵害したことが、(略) 明らかになった者を神護の帝国領から追放し、退去させることはただ **ア** 陛下のみが行使することのできる権限である。

資料2 大日本帝国憲法

- 第1条 大日本帝国は万世一系の天皇が統治する。
- 第3条 天皇は神聖であり、侵してはならない。
- 第7条 天皇は帝国議會を召集し、開会・閉会・停会及び衆議院の解散を命じる。
- 第11条 天皇は陸海軍を統帥する。
- 第14条 天皇は戒厳を布告する。

問 1 井上さんは、二つの憲法を比較して、どちらも君主の大権が強いことに気付
き、その規定が関係した歴史上の出来事を調べて、次のカード 1 にまとめた。
資料 1 及びカード 1 中の空欄 **ア** ~ **ウ** に当てはまる語句の組合せ
として正しいものを、後の①~⑥のうちから一つ選べ。

カード 1

オスマン帝国
資料 1 の憲法制定の中心となったミドハト=パシャは、**ア** によって第
113 条の規定を理由として追放され、憲法も、ロシアとの戦争をきっかけに
停止された。

日 本
ロンドンで開かれた国際会議で **イ** ことが、資料 2 の **ウ** で
規定された天皇の大権を侵すものだとする批判が起こり、首相が狙撃され
る事件のきっかけとなった。

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ① ア — 教皇 | イ — 国際紛争解決の手段としての戦争を否定した |
| ウ — 第 7 条 | |
| ② ア — スルタン | イ — 国際紛争解決の手段としての戦争を否定した |
| ウ — 第 14 条 | |
| ③ ア — ツァーリ | イ — 勅許を得ないまま通商を取り決めた |
| ウ — 第 14 条 | |
| ④ ア — 教皇 | イ — 勅許を得ないまま通商を取り決めた |
| ウ — 第 11 条 | |
| ⑤ ア — スルタン | イ — 政府が兵力量を取り決めた |
| ウ — 第 11 条 | |
| ⑥ ア — ツァーリ | イ — 政府が兵力量を取り決めた |
| ウ — 第 7 条 | |

問 2 水谷さんは、資料 1 と資料 2 が制定された経緯を調べ、共通の背景と個別の事情を次のカード 2 にまとめた。カード 2 中の空欄 **エ** ～ **カ** に当てはまる語句の組合せとして正しいものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

カード 2

憲法制定の共通の背景

どちらも **エ** ため、欧米型の政治体制を整える必要に迫られていた。

憲法制定の個別の事情

- ・オスマン帝国は、**オ** から議会制の立憲国家に変わることで、領内の非ムスリムをつなぎ止め、国民として位置付けようとした。
- ・日本が立憲国家・議会政治の道に進んでいったことの国内的な背景には、幕末以来、**カ** 公議政体の考え方が国内で広く唱えられていたことが挙げられる。

- ① **エ** — 欧米列強の政治的圧力や経済的進出に対抗する
オ — イスラームの規範に基づく国家
カ — 広く意見を集めて政治を行うべきとする
- ② **エ** — 欧米列強の政治的圧力や経済的進出に対抗する
オ — 政教分離に基づく世俗国家
カ — 翼賛体制で挙国一致を目指す
- ③ **エ** — 社会主義思想に基づく革命運動を抑える
オ — 政教分離に基づく世俗国家
カ — 広く意見を集めて政治を行うべきとする
- ④ **エ** — 社会主義思想に基づく革命運動を抑える
オ — イスラームの規範に基づく国家
カ — 翼賛体制で挙国一致を目指す

問 3 本多さんは、資料 1・資料 2 の分析を深めるために、近代にアジアでつくられた他の憲法の資料を探し、清でつくられた憲法原案である資料 3 の「欽定憲法大綱」を見付けて、カード 3 にまとめた。カード 3 中の空欄 **キ** に当てはまる文として最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

資料 3 清の欽定憲法大綱 (1908 年)

- 一 皇帝は帝国を統治し、万世一系であって、永遠に尊び推戴される。
- 二 皇帝は神聖にして尊厳であり、侵してはならない。
- 四 皇帝は議院を召集・開閉会・停止・延長及び解散する権限を持つ。
- 六 皇帝は陸海軍を統率し、軍制を編定する権限を持つ。

カード 3

資料 3 と資料 1・資料 2 との比較

- ・資料 1 との比較：資料 3 には宗教についての規定は見られない。
- ・資料 2 との比較：資料 3 と共通する内容や表現が非常に多い。

資料 3 の特徴やつくられた経緯についての考察

キ。

- ① 資料 1 と違って宗教についての規定がないのは、文化大革命によって伝統的な文化や宗教が批判されたことが反映していると考えられる
- ② 太平天国の鎮圧に当たった有力官僚が軍備や工業に西洋の技術を導入する改革を行う過程で、資料 1 を手本としてつくったものと考えられる
- ③ 資料 2 を制定する際の参考にするために、伊藤博文らが訪問して内容を調査した憲法に当たると考えられる
- ④ 日露戦争で日本が専制体制のロシアに勝利したことに刺激されて、資料 2 を参考にしてつくったと考えられる

B 次の授業では、いくつかのグループに分かれて、さらに主題を追究した。そのうち二つのグループは、近代の教育制度に着目した。

問 4 後藤さんのグループでは、教育の目的について、次の資料4・資料5を取り上げて、ドイツと日本の事情について考察した。下線部④の指しているドイツの事例として適当なものあ・いと、下線部⑤の指している日本の事例として適当なものう・えと、二つの資料に共通する意図として適当なもの a・b との組合せとして正しいものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。

資料4 フィヒテ『ドイツ国民に告ぐ』（1807～1808年）

(略) 国家が国民教育を行えば、これが唯一の出費になるということを国家に確信させなければならない。(略) 今まで、国家の収入の大半は常備軍の維持に費やされている。④この常備軍への出費の結果については既に見てきた。これでもう十分であろう。(略) これに対して、私たちが提案している国民教育を広く導入したならば、若者の世代が成長して教育を終了した瞬間から、国家は、特別な軍隊を全く必要としなくなり、今までにないような軍隊を持つことになるだろう。(略) さらに、国家が適切に労働者階級を助けることができれば、彼らは国家のことを即座に理解し、その指示を感謝を持って受け入れるのである。

資料5 森有札の閣議提案（1887年）

（略）今、国の品位をして進んで列国と肩を並べ永遠の偉業を固めようと欲すれば、国民の志気を培養発達するを以てその根本となさざるを得ない、これすなわち教育一定の標準ではないか、（略）顧みるに欧米の人民上下となく男女となく一国の国民は、各々一國を愛するの精神を存し、團結して解くことができない、（略）願わくば⑩忠君愛国の意を全国に普及せしめ、一般教育の標準を達し、（略）そうすれば国の基礎を強固にし国勢を維持することに役立つところが多い。

ドイツの事例

- あ ヴェルサイユ条約による軍備の制限
- い ナポレオン戦争におけるプロイセンの敗北

日本の事例

- う 新体制運動の推進
- え 教育勅語の発布

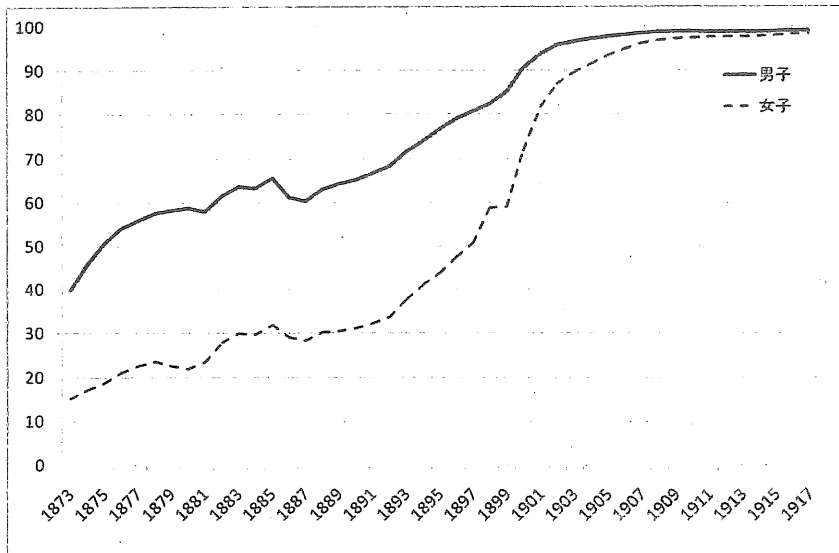
二つの資料に共通する意図

- a 国民に教育を行き渡らせることで、国力を高めようと考えている。
- b 教育を通して近隣諸国への理解を深め、国際協調を実現しようとしている。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
ドイツの事例	あ	あ	あ	あ	い	い	い	い
日本の事例	う	え	う	え	う	え	う	え
二つの資料に共通する意図	a	b	b	a	a	b	b	a

問 5 リンさんのグループでは、次の資料 6・資料 7 を参考にして日本の義務教育制度の普及について考察し、これまでの学習内容も踏まえてパネルにまとめた。3 人のパネルの正誤について述べた文として最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

資料 6 小学校における児童の就学率の変遷



(『日本近代教育百年史』より作成)

資料 7 学制 (「学事奨励に関する被仰出書」) (1872 年)

(略) 行いや人格を正しくして、知識を広げ、才能や技芸を伸ばすことは、学問によらなければ不可能なことである。これが学校が設置されている理由であって、(略) 今から以後は、一般の人民は華族・士族・卒族・農民・職人・商人及び女性や子供の別なく、必ず村に学ばない家が一軒もなく、家には学ばない人が一人もいないようにしようとするのである。人の父兄である者は、この趣旨を十分認識し、その子弟を慈しみ育てる情を厚くし、子弟を必ず学校に通わせるようにしなければならない。

リンさんのパネル

1890年代に女子の就学率が急激に上昇している背景には、欧米の多くの国で女性に選挙権が与えられるようになり、日本でも、資料7でうたわれている目的が人々に受容されるようになったことがあったと考えられる。

一条さんのパネル

女子の就学率が常に男子よりも低い背景には、資料7にあるように、政府が女子への教育は不要であると考えていたことが影響したと考えられる。

早瀬さんのパネル

1910年頃に資料7の目的がほぼ達成された背景の一つとして、日清戦争後の近代産業の発展により国民生活が向上したことがあったと考えられる。

- ① リンさんのパネルのみ正しい。
- ② 一条さんのパネルのみ正しい。
- ③ 早瀬さんのパネルのみ正しい。
- ④ 全員のパネルが正しい。

問 6 問 1～問 5 でみた考察の内容から、この 2 回の授業で追究した主題として最も適当なもの I・II と、その主題をさらに追究するための資料として最も適当なもの i～iii との組合せとして正しいものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

授業で追究した主題

- I 国民国家の形成の過程において、どのような施策が採られたらうか。
- II 大量消費社会が形成されるために必要な要素として、どのようなものがあるらうか。

その主題をさらに追究するための資料

- i 国際的経済機構の加入国数を示した統計
- ii 国籍の資格を定めた法律の条文
- iii ラジオ・テレビの普及率を示すグラフ

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| ① I— i | ② I— ii | ③ I— iii |
| ④ II— i | ⑤ II— ii | ⑥ II— iii |